

# 総務常任委員会

平成21年11月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	紀 良治
飯高 昭二	木澤 正男	
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	池田 善紀	総 務 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	西卷 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教委総務課長	野崎 一也
教委総務課参事	佃田 眞規	生涯学習課長	黒崎 益範
生涯学習課係長	平田 政彦	会 計 室 長	山崎 善之
監査委員書記	山崎 篤		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、木澤委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

副町長の挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、飯高委員、木澤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますが、はじめに（仮称）斑鳩町文化財活用センターを見ていただくということで委員会を暫時休憩し、現地調査を行いまして、その後、帰庁後に委員会を再開し、レジメに沿って委員会を進めていきたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

それでは、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの現地調査を行うことといたします。暫時休憩いたします。

（午前 9時05分 休憩）

（午前10時10分 再開）

委員長 再開いたします。

委員の皆さんには大変お疲れ様でございました。

それでは、レジメに沿いまして進めてまいりたいと思います。本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

それでは、1. 継続審査の(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。また、これと関連いたしますことから、2. 12月定例会の付議予定議案についての(1) 斑鳩町文化財活用センター条例について、及び、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町文化財活用センター条例施行規則について、並びに(2) 斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則についてを一括して議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、先ほど工事の進捗状況を現地視察いただきました(仮称)斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事につきましては、工事期間であります12月21日の工事引渡しに向け工程通りに進めておりまして、進捗率としましては、本日現在でおよそ90%であります。現在、本館である展示棟の改修工事では、展示室における原寸大の石棺や展示ケースの設置を終えまして、現在、図書コーナーの設置工事、原寸大の石室図を再現する通路の工事を進めております。一方、特別収蔵庫や事務室のある管理棟新築工事につきましても、ほぼ建築工事を終え、現在は、外壁や駐車場などの外構工事を行っておるところでございます。

次に、これまで当委員会において、ご意見等をいただいております(仮称)斑鳩町文化財活用センターに関する設置条例案につきましては、12月定例会の付議予定議案として提出させていただく予定をしておりますことから、関係規則とともに、この後引き続きご説明をさせていただきます。

続きまして、秋季史跡藤ノ木古墳の石室特別公開につきましては、昨年度に引き続き、今年度も全国文化財保護強調月間の期間中である11月2日～3日の2日間開催いたしましたところ、約1,550名の見学者がございました。今回で4回目を迎えました石室特別公開ですが、各地で文化財

をテーマに行事を行っているなかで、このように多くの見学者を得ましたことは、史跡藤ノ木古墳への関心が高いことをあらためて感じますとともに、あの大きな石室や朱塗りの石棺を体感していただくことによって、さらに史跡藤ノ木古墳の魅力を深めていただいたものであると考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。現在は、塔基壇の旧調査区の調査は、塔心礎部分の調査を残しほぼ終えまして、現在は金堂基壇北側の講堂及び回廊の推定地の調査を進めております。なお、この調査区では耕作等による削平を受けておりますことから遺構の残存状況が悪く、現時点での建物等の確認はできておりません。今後は、金堂基壇西側の回廊の推定地における発掘調査を進めてまいりたいと考えております。

それでは、(仮称)斑鳩町文化財活用センターに関する設置条例案及び関係規則案につきまして、ご説明させていただきます。資料1「斑鳩町文化財活用センター条例(案)」をご覧ください。

はじめに、本条例(案)の構成についてであります。本則第1条では「設置及び目的」について、第2条では「名称、愛称及び位置」について、第3条では「開館時間及び休館日」について、第4条では「事業」について、第5条では「職員」について、第6条では「観覧料等」について、第7条では「観覧料の減免」について、第8条では「観覧料の還付」について、第9条では「行為の禁止」について、第10条では「入館の拒否、退館命令等」について、第11条では「損害の賠償」について、第12条では「運営委員会」について、第13条では「委任」について、また、付則第1項では「施行期日」について、付則第2項では「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について規定をしております。

それでは、本条例(案)の主な内容について、ご説明させていただきます。資料1末尾の「斑鳩町文化財活用センター条例(要旨)」をご覧ください。斑鳩の歴史文化の調査・研究及び情報発信の拠点として、また当町の文化財行政の行政窓口としての機能を兼ね備えた施設として、平成22年3月の開館を目指し、現在「(仮称)斑鳩町文化財活用センター」を

建設しておりますが、当施設の設置及び開館後の管理運営について必要な事項を定めるものであります。その主な内容は、次のとおりであります。

1. センターの設置及び目的並びに名称、愛称及び位置（第1条、第2条関係）についてであります。文化財の調査、研究及び保存を行い、その活用を図ることにより、文化財に対する町民の理解を深め、歴史や文化の調査、研究及び情報発信の拠点として「斑鳩町文化財活用センター」を設置するものであります。また、センターの愛称を「斑鳩文化財センター」とするものであります。

次に2. センターの開館時間及び休館日（第3条関係）についてであります。センターの開館時間及び休館日について、教育委員会が規則で定めることとしたものであります。開館時間及び休館日につきましては、総務常任委員会から、当センターの運営について、ご提言いただいているところでもあり、後ほど、条例施行規則（案）において、詳しくご説明させていただきます。

次に3. センターの事業（第4条関係）についてであります。センターが行う事業について定めたものであり、文化財保護法第2条第1項に掲げる「文化財」に関し、センターの設置目的を達成するための業務を行うものであります。

次に4. 職員（第5条関係）についてであります。センターに、センター長とその他必要な職員を置くこととしたものであります。

次に5. 観覧料等、観覧料の減免及び還付（第6条、第7条及び第8条関係）についてであります。センターの観覧料等につきましても、総務常任委員会からご提言をいただいているところでもありますが、センターの入館料は無料とするものであります。なお、センターが特別展示を行う場合は、1,000円の範囲内で観覧料を徴収することができますが、小学校就学の始期に達していない者が観覧するときや、斑鳩町に住所を有する小学校、中学校または特別支援学校の児童又は生徒が観覧するときなどについては、特別展における観覧の促進や、費用負担の観点から免除することができることを定めたものであります。総務委員会からご提言いただいておりますように、常設展における入館料については、無料とするのと

もに、特別展の実施に当たりましては、最高1,000円の限度額を条例において設定させていただき、その展示内容や費用などにより、その都度、運営委員会等と十分検討いたしまして、観覧料を設定してまいりたいと考えております。要旨の裏面をご覧ください。また、既納の観覧料について、特に必要があると認めるときは、その全部または一部を還付することができることを定めたものであります。

次に6. 行為の禁止及び入館拒否、退館命令（第9条及び第10条関係）についてであります。センターの管理・運営について支障のある行為を禁止するとともに、その行為に該当する者に対し、入館拒否、退館命令など必要な措置をとることができるものであります。禁止行為として、センターの建物、建物の付属設備、器具、備品等または資料を損傷し、または滅失すること、他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、またはこれらのおそれがある物品もしくは動物の類を携帯すること、許可なく物品の販売、宣伝その他営利行為、印刷物、ポスター等の配布、掲示、展示品の模写、模造、撮影等を行うこと、所定の場所以外での飲食、喫煙をすること、また、公序良俗に反する行為を行うことなどを定めております。

次に7. 損害の賠償（第11条関係）についてであります。その責めに帰すべき事由により、センターの建物、付属設備または資料等を破損し、または滅失した者は、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならないものであります。

次に8. 運営委員会（第12条関係）についてであります。センターの円滑な運営を図るため、町長の附属機関として「斑鳩町文化財活用センター運営委員会」を設置すること及びその組織、運営等に関し、委員数、委員の任期などの基本的事項を定めたものであります。なお、委員の人選につきましては未定であります。文化財関係でも特に、国宝藤ノ木古墳出土品等の貴重な展示に対しまして、専門的な立場からご指導やご協力していただけるような方などをお願いしてまいりたいと考えております。

次に9. 委任（第13条関係）についてであります。この条例の施行について、必要な事項は規則により定めることとしたものであります。

次に10. 付則についてであります。付則第1項では、この条例の施行期日を定めたものであり、当センターの開館時期に合わせ、平成22年3月20日から施行するものであります。

次に付則第2項では、この条例において、町長の附属機関として「斑鳩町文化財活用センター運営委員会」を設置することから、当該委員会の委員報酬について定めるため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、委員報酬の金額等につきましては、構成委員が当町の文化財行政における他の附属機関であります、「斑鳩町文化財保護審議会」及び「史跡中宮寺跡整備検討委員会」に類似することから、その委員報酬等に合わせしております。以上、「斑鳩町文化財活用センター条例（案）」の説明とさせていただきます。

続きまして、「斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（案）」についてご説明させていただきます。

資料5「斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（案）」をご覧ください。はじめに、本条例施行規則（案）の構成についてであります。本則第1条では「目的」について、第2条では「開館時間」について、第3条では「休館日」について、第4条では「資料の貸出」について、第5条では「委任」について、また、付則では「施行期日」について規定しております。それでは、本条例施行規則（案）の内容について、ご説明させていただきます。資料5末尾の「斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（要旨）」をご覧ください。はじめに、1. 目的（第1条関係）についてであります。斑鳩町文化財活用センター条例の施行に関し必要な事項を、所管機関である教育委員会が定めるものであります。

次に、2. 開館時間（第2条関係）についてであります。センターの開館時間について定めたものであり、展示棟については、午前9時から午後5時まで、ただし、閉館時間の30分前以降は、入館できません。次に、展示棟以外の施設については、職員の勤務時間に合わせて、午前8時30分から午後5時30分までとしております。なお、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができることを規定しております。

次に、3. 休館日（第3条関係）についてであります。センターの休館日につきましては、総務常任委員会からもご提言いただいているところでもあります。センターの休館日について、「毎週水曜日」、ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は除く。「休日の翌日」、ただし、休日の翌日にあたる日が、土曜日、日曜日または休日の場合は除く。12月28日から翌年1月4日までと定めております。センターの建物や附属設備などの保守点検、清掃業務等を考慮し、週に1回の休館日は必要であること、また、当町の他の教育施設の休館日を考慮し、毎週、平日の水曜日を休館日と設定させていただきました。なお、水曜日が休日にあたる場合は開館することとなりますが、その翌日を休館することとしております。

次に4. 資料の貸出（第4条関係）についてであります。センターが管理する文化財に関する資料について、教育目的または学術目的に使用する場合に限り、教育委員会の許可により、センター外に貸出しをすることができることを定めたものであります。ただし、貸し出すことにより、その保存に影響を及ぼすおそれがあると認める資料や未整理の資料などについては、教育委員会は貸し出しを許可しないことを定めております。

次に5. 委任（第5条関係）についてであります。この規則に定めるもののほか、必要な事項について教育委員会が定めることを規定しております。次に6. 付則についてであります。この規則の施行期日を定めたものであり、条例の施行期日に合わせて、平成22年3月20日から施行するものであります。

以上、「斑鳩町文化財活用センター条例施行規則（案）」のご説明とさせていただきます。

続きまして、「斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則（案）」についてご説明させていただきます。

資料6「斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則（案）」をご覧ください。はじめに、本規則（案）の構成についてであります。本則第1条では「目的」について、第2条では「委員長」について、第3条では「会議」について、第4条では「庶務」について、第5条では「委任」につい



て、また、付則では「施行期日」について規定しております。

それでは、本規則（案）の内容について、ご説明させていただきます。資料6末尾の「斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則（要旨）」をご覧ください。はじめに、1. 目的（第1条関係）についてであります。斑鳩町文化財活用センター条例第12条第5項の規定に基づき、斑鳩町文化財活用センター運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を所管機関である教育委員会が定めるものであります。

次に、2. 委員長（第2条関係）についてであります。当委員会の委員長について定めたものであり、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することを規定しております。

次に、3. 会議（第3条関係）についてであります。委員会の会議については、委員長が招集し、議長となる。委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることを規定したものであります。

次に、4. 庶務（第4条関係）についてであります。委員会の庶務について定めたものであり、委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が処理するものであります。次に、5. 委任（第5条関係）についてであります。この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、教育委員会が定めることを規定しております。次に6. 付則についてであります。この規則の施行期日を定めたものであり、条例の施行期日に合わせて、平成22年3月20日から施行するものであります。

以上、会議次第1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、会議次第2. 12月議会定例会の付議予定議案（1）斑鳩町文化財活用センター条例について、会議次第3各課報告事項（1）斑鳩町文化財活用センター条例施行規則について、（2）斑鳩町文化財活用センター運営委員会規則についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 この条例案を読ませていただいたんですけども、第1条の目的のところなんですけども、この要旨のところの説明もしていただいておりますし、これまでこの文化財活用センターについて理事者の皆さんのほうから目的の説明をしていただいている時に、やはり歴史や文化の情報発信をしていくという位置付けでもって造ってこられたと思うんですね、これを読んだ時に単なる資料館でないですよということで造ってきたけども、ちょっとその辺のところを盛り込んでいただいて、町民の皆さんもこれ見ていただいた時に単なる資料館じゃなしに、やはり町の歴史や文化なんかも発信していくんですよというところも文言でわかるように入れていただいた方がいいかなというふうに感じたんですけども。精査されてこういう文章になってるのかなというふうに思うんですけどもね。もうちょっと例えばこの第1条の下から2行目の情報発信の拠点とするためというところの前にね、歴史と文化という文言が入らないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

生涯学習 第1条の目的のところなんですけども、国史跡・藤ノ木古墳をはじめと  
課長 する本町の文化財の調査研究ということで、この「文化財」という言葉に  
ですね、そういうことがすべて包括をしておりますので、そのような  
意味合いで目的の条項を規定いたしました。

木澤委員 多分そういうことで作っていただいたんやろうと思うんですけども。  
ぱっと読んだ時にね、作ったほうの意図と読むほうの意図とでその辺の違いがあるのかなと、そやから僕らも作る時にやっぱり目的として歴史と文化を発信していくということを町民の皆さんにもわかっていただきたいなという思いもね、持って作ってきたんで、あんまり無理には言いませんけども、できたらその辺も配慮した文章にさせていただけるとありがたいな

と思いましたが、ちょっと意見として申し上げておきたいと思います。

あと続けてですけども、第5条のところ、センター長とあと必要な職員を置くというふうに書いていますけども、その点についてはどういうふうに考えてはるんでしょうかね。

生涯学習課長　まずセンター長に関する規定でございますが、そのセンター長につきましての人選等につきましては現在検討中でございます。職員のほうなんですけども、先の総務常任委員会のほうでですね、ご質問もあってお答えもしておるんですけども、センター長、技師、臨時の学芸員等ですね、そういうものの配置などにつきましては現在も検討中でございます。

木澤委員　センター長と言うと、まあ館長ですね、いわゆる。イメージ的にどういうふうになるのかなと。先日総務委員会でも視察に行かせていただいて、やっぱり館長さん置いているところっていうのは、そこに常駐していただいて館の管理、運営等に責任を持っていただいているという方が館長としておられたなというふうに思うんですけども。まあ今まだそういうところも検討中ということですけども。やはりそういう方がきちんとセンター長としてついていただけるのかどうか。あと必要な職員さんについても組織のほうの検討等も合わせての体制になってくるのかなと思うんですけども。条例を作るにあたっては、そういうところまでやはり体制的にどういうふうにするのかなというところもわかった上で条例も検討するべきかなというふうには少し思うんですけども。その辺のところはいつ頃になったらわかるんでしょうか。

教育長　職員については以前からもご質問いただいておりますように、センター長については、幅広い範囲の中で歴史、貴重な藤ノ木古墳という重要な遺物を展示する場所、あるいは町の歴史等の情報発信ということでございまして、幅広い範囲で人選をしていきたいということでございます。これは3月の20日開館でございますので、当然それまでに人選をしていきたいと考えております。ただ常勤というお話でございますが、これは常勤にな

るか非常勤なるかっていうことは、まだこれからの考え方でございます。

木澤委員 3月20日にオープンですんで、いつ頃っていうふうに、教育長はおっしゃっていただけなかったんですけども、本会議中の委員会を出していただけるんでしたら、しっかりそこでやはり議論はしたいなと思いますんで。そのことは12月中の委員会に出していただけるんでしょうかね。

教育長 12月議会については、まだちょっと今のところ出すということははっきり申し上げられませんけども、できるだけ早い時期にそうした人選をしていきたいというふうに考えております。

木澤委員 そうしましたら、また出していただいた時にそれは議論をしたいと思えますけども。あともう1点だけすいません。条例施行規則のほうですけども、第2条のところ、開館時間の変更っていうことで書いてますけども、これはこういうふうに規則で謳っとかないと、こういうふうにできないんですけど。閉館時間については盛り込まれてなかったんですけども、別に閉館時間をずらす、どうこうっていうことについては、想定はしてないんですかね。特別展なんかする時とかどうなんかなって、ちょっと思ったんですけども。そやから文言に入れといてもらったら後で融通がきくかなっていうふうに思うんですけども。

生涯学習課長 センター条例施行規則(案)の第2条の開館時間、教育委員会が必要と認める時は開館時間を変更することができるということで、まず休館日を設定しまして、その休館日であるときにですね、その事業等で必要な場合は開館時間を変更するということですので、規定上はこれで網羅されるかなというふうには考えております。

木澤委員 開館時間っていうと、閉館時間も含めて全体の時間の融通がきくというふうに捉えたらいいんですかね。

生涯学習 課長	はい、そのとおりです。
委員長	他にございませんか。 飯高委員。
飯高委員	条例の休館日を設けるということで、水曜日を設定していただいたんですけども、その理由についてちょっとお伺いしたいと思います。
生涯学習 課長	先ほどの説明のところでもご説明したと重複する可能性があるんですけども。水曜日のほうの設定なんですけども、斑鳩町の場合、教育施設の休館日を水曜日というふうに定めております。このことにつきましてはすでに多くの町民の方々にも定着化しております。それらの統一性を考えまして、当施設についても休館日を定休のある休館日については水曜日とすることが妥当であるというふうに考えました。
飯高委員	それとですね、条例施行規則の4番目の資料の貸し出しということで教育目的、または学術目的で使用する場合には許可するという事で、貸出しした場合の、例えば破損とか紛失、まあ仮にあった場合においてどういうふうな後の処置をするのか。
生涯学習 課長	当然資料の貸出、学術目的、教育目的そういった目的によってですね、教育委員会が許可できる場合はするわけでございますが、もしもそういったものが破損とか、そういった場合については損害賠償をしていただくという形になります。
飯高委員	それは明記はされないんですか。
生涯学習 課長	損害賠償につきましては、条例第11条のところの規定をしております。
飯高委員	これについても同じ適用ということになるんですね。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今回の飯高委員の質問に関連してですけれども、休館日のことですが、他の施設のこととも考えて水曜日にされたということですが、週に1回にやはりしなければいけないということに至った町のほうの都合について、経緯というのをちょっと教えていただけますかね。

生涯学習課長 こういった施設につきましてはご承知のとおりメンテナンスとか清掃業務をする必要があります。来られる方に気持ちよくご使用願えるようにということもあるんですが、そのようなメンテナンス、業務等を考慮し週に1回定期的なお休みを設定するというところでございます。

木澤委員 先ほど見せていただく中で、特別展がなかったらそんなにメンテナンス必要かなというのは少し感じたんですけども、その辺は日常的にはやはり週1回メンテナンスがないとまずいですか。技師のほうからお答えいただけるようだったら。

委員長 平田技師のほうからということですが。 平田生涯学習課技師。

生涯学習課技師 ただ今の木澤委員さんの質問にお答えしたいと思います。視察でもご覧いただきましたように、特別的なああいう展示をしているものに関しましては先ほど申しましたように空調設備等の点検等もでございます。今課長申しました清掃のメンテナンス及び空調のメンテナンス、そういうものを同時にですね、その日に集約できればもしかしたら月2回とか、要するに2週間に1回とか、そういうことも可能かなとも考えますけども、例えば電気のキュービクルの保守点検をする時は、やはり電源をすべて切ったような状況で確かめなあかんことがありますことから、そういう時に観覧をしていただくということは当然無理なことになります。そういうことをとりあえず運営をしていくにあたりましてね、どういうメンテナンスのサイクルができるかいうのもやっぱり掴んでいく中で休館日というのは必要かなと

考えておりますけども、やはりいろんな周辺の施設を調査させていただいた中で、やはり週1回というのは、いろんな施設で、ほぼいろんなところで設けております。これはやっぱりそれなりの必要性があるものだと認識しまして、今課長が申しておりましたように、一応定期的な休館日として水曜日を設定していただいた次第でございます。以上でございます。

木澤委員　　そういうことでしたらね、週1回定休日を設けることについて異議があるわけではないんですけども。ちょっと気になったんは特別展示をする時に例えばどれぐらいの期間でするかとかいうことにもよりますけども、例えば2週間とかする時にね、人員の方交代して休館日を設けずに展示展をやるとかそういうことは考えられないのかなというふうに思っていたんですけども、それは、そういう時にはまた臨機応変に対応できるんでしょうかね。

生涯学習課長　　長期間に渡ってですね、特別展を開催するような場合は開館とするという形になります。臨機応変には対応はできるということでございます。

木澤委員　　あとそしたら特別展ごとに委員会のほうにもどういう形で運営をされるのかというのをまた報告いただけたらと思いますんで、一応理解としてはそういうふうにしておきたいと思います。

委員長　　他にございませんか。　　伴委員。

伴委員　　施行規則の第3条の第2項のほうの「休日の翌日」ってなっておるんですが、これは町の他の施設なんかもそないなってますのか。

生涯学習課長　　教育関係でございますが、図書館等につきましては国民の祝日の休日については休日という形になっております。

伴委員　　すいません。ちょっとはつきりわかりませんでした。休日の翌日ですわ

な、まあ言うたら、日曜日が祝日やったら月曜日休みになりますわな。そして月曜日が休みになったら、次、火曜日が休みになると、こういう形はなつとるわけですか、もう一度お願いします、すいません。

生涯学習 祝日法にいう休日にあたる場合は、その日は開館、翌日を休館にすると  
課長 いうことでございます。

伴委員 ということは、いかるがホールも公民館もみんなそういう形で運営されていると考えていいんですか、それとももう一度その辺お願いします、すいません。

生涯学習 公民館につきましては、今現在、定休日の水曜日のみという形になって  
課長 おります。図書館につきましては火曜、体育館につきましても水曜日のみと、平日の設定については水曜日のみという形をとっております。

伴委員 ということは、いかるがホールだけこれと同じような感じでやっておられるということなんですか。図書館はこの形でやってはると。

生涯学習 図書館の休館日でございますが、毎週火曜日とあと国民の祝日に関する  
課長 法律、その日が火曜日に当たる時はその翌日ということで、基本的には休日であれば休みという形になります。

伴委員 ちょっとすんません。なんべんも。そやからさっき私が話しさせていただいたように、まあ言うたら月曜日が言えば日曜日が振替休日になった時の火曜日、これがたまたま図書館が休みになっているような形ですねんけど。これがもし木曜日が祭日やった場合、金曜日が、火曜日以外に図書館は休みになつとるかちゅうことでんねん。今これでいくと休日の翌日ということになつとるということは、木曜日が休日やったら金曜日は休みちゅうことにこれには僕は思っておるんですけど、それと同じように図書館はなつとるわけですか。ちょっともういっぺんお願いします。



生涯学習 図書館につきましては、基本的に休日にあたる日がお休みであります。  
課長 本センターの休日の翌日というのは、例えば月曜日が休日の場合は火曜日に振り替える、水曜日の場合はもちろん開館ですので、木曜日に振り替える、木曜日の場合が休日の場合は金曜日になるということでございます。土曜日とかについては次の日が日曜日になりますので、金曜日の場合は日曜日になりますので、なくなるということで、影響が出るのは、月曜日の場合と木曜の場合の平日では2日間という形になります。

伴委員 なんべんもすんまへんな。だいたい今の説明でわかりましてんけど、ということは図書館ともセンターの条例案とはまた違うということに、今私思いましてんけど。それでしたらなぜ休日の翌日いうのを設けはったか、そこをちょっと聞かせていただけますか。

委員長 的確に答えられる。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 文化財行政など拠点として建設を進めている、ただ限られた職員の配置  
課長 とかですね、予算の中で運営していくということから、この休日の設定についてはご理解願いたいというふうに考えております。ただ、土曜日、日曜日、祝日については、来館者の多い土曜日、日曜日、祝日については必ずオープンするということになっております。

委員長 池田総務部長。

総務部長 休日につきましてはですけども、いろんな施設がございます。一般的に例えば水曜日休日と決めた場合でしたら、他の施設でしたら、水曜日が祝日であっても必ず休みとなってまいります。ただ、この施設につきましては、やはり観光客を中心に考えてこなくてはならないと思いますんで、水曜日が祝日の場合はやはり観光客が多いですよということから、その場合は水曜日は開けますよと、ただしその代わりにあくる日休みとしますと、こう

いう条例になっておりますので、それでご理解いただきたいと思います。利用者の立場に立ってやっていったものであるということでご理解をいただきたいと思います。

委員長       そしたら今の説明であれば、そうしたら金曜日が祝日の場合はずっと開けるわけですね。水曜日が祝日の場合のみ木曜日を休館日とする、その他の曜日が祝日の場合はあくる日休館日にするとかそういうことはないということですね。

                  暫時休憩します。

                  ( 午前10時55分 休憩 )

                  ( 午前11時03分 再開 )

委員長       再開いたします。 池田総務部長。

総務部長       先ほど説明の中で説明不足で申し訳ございませんでした。1号、2号について水曜日だけの説明をさせていただきましたけれども、やはり月曜とか木曜の場合もございますので、それにつきましては、週のうち2日ないし3日が休みになる場合がございます。

生涯学習  
課長           斑鳩町文化財活用センター条例施行規則第3条の休館日に関する規定でございますが、休館日については再度検討させていただいてご報告申し上げたいと思います。

伴委員       わかりました。あと、条例(案)のほうの第12条の運営委員会のことですけれども、その第2項に教育委員会が委嘱すると、7名以内と、こうあって、僕ちょっとこれよく分からないんですけども、一番この条例案の最後の要旨のところの(第2項関係)、付則ですね、「町長の附属機関として」こう設置するとなっている。こういうふうなのは、斑鳩町のこういうふうなのは、みんなこういうふうになっているんですか。

生涯学習課長 運営委員会につきましては、地方自治法による附属機関ということでございまして、あくまでも町長の附属機関であります。町長がお願いするときに教育委員会の意見を聞いてお願いするというので、その所管機関であります教育委員会のほうが委嘱するという形になります。

委員長 今尋ねてはるのは、他もそうかというお尋ねだったと思いますので、そこらへん的確に答弁してください。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 附属機関についてはすべて町長の方なんですけども、委嘱いたしますのはその所管機関である教育委員会で全てそのようにしております。

伴委員 今の説明でいきますと、他の、まあいったら教育委員会にかかわらず、こういうようなケースのこういう運営委員会等のような場合も同じかというような形で、もう一度お願いいたします。

教育長 こういった今までの藤ノ木古墳の検討委員会とか、あるいは社会教育委員会、体育指導委員とか、そういうものについては教育委員会が任命するということになっています。これも今回そういう教育委員会条例の中に、こういった委員会については当然教育委員会の委嘱ということになってくると思います。

委員長 そしたら教育委員会が教育長の名前で委嘱されて、町長の附属機関になるということですか。 栗本教育長。

教育長 そういう附属機関というところに当然入ってくるわけですが、人選については教育委員会の方でさせていただくということになります。

委員長 人選については教育委員会、それはわかります。先ほど教育委員会が委嘱するとおっしゃいましたが、委嘱状には教育長の名前になるわけで

すか。 栗本教育長。

教育長 教育長じゃなしに、教育委員会という名前で委嘱をさせていただくことになります。

委員長 そして町長の附属機関になる。教育委員会の附属機関やないわけですか。そのらへん、ちょっと僕わかれへんですけど。

黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 附属機関につきましては、町長の附属機関であります。町長の行政委員会である組織であります、行政委員会である教育委員会が委嘱をするという形になります。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 条例の第9条の(6)なんですけども、所定の場所以外において飲食し、喫煙し、その他の火気を使用することとあるんですが、所定の場所というのはあるんですか。

生涯学習課長 現在、所定の場所っていうのは決めておりませんが、例えばどうしても水分補給とかですね、必要な方がですね、どうしても飲みたいという場合は館内の特定の場所では飲めませんので、そういった申し出があった場合はエントランスよりから出てもらうとかですね、そういったことによって飲めるようにするというような規定でございます。

飯高委員 喫煙の場合はどうなんでしょうか。

生涯学習課長 喫煙については、館内は全館禁煙とする予定でございます。

委員長

飯高委員 そしたら敷地内についてはどうですか。館内以外の、敷地内においても

禁煙ということに、要するに敷地を含めて全部禁煙ということになるわけですね。

生涯学習 駐車場等に車を止められてですね、その中で喫煙される方もございます。  
課長 現段階で館全体禁煙という方向で考えております。

飯高委員 敷地内での喫煙というのは、そういう喫煙場所を置くとかいうのはあるんですか。車の中でたばこ吸われるんだという。

委員長 暫時休憩します。

( 午前11時10分 休憩 )

( 午前11時15分 再開 )

委員長 再開いたします。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 センターにおける飲食、喫煙、その他火気使用するという、この第9条  
課長 第6号の関係でございますが、文言等について整理をさせていただき、改めてご報告をさせていただきます。

委員長 飯高委員、それでよろしいですか。 飯高委員。

飯高委員 12条なんですけども、3項で委員の任期は2年とするということで、補欠委員の任期は前任者の残任期間、これ残任期間が例えば極端に数日とかあってもそれは委任するんですか。

生涯学習 委員、3の任期残任期間、所定している職務の関係もございますので、  
課長 それは適時、期間の長さによって決まってくるかなと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。

12月定例議会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1)については、すでに説明を受けましたので、(2)特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長

それでは、(2)特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、その改正内容につきまして、資料2の最後のページの要旨で概要の説明をさせていただきます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、今の臨時国会で審議中でございますけれども、この法律が公布されることに伴いまして、この改正に準じまして、当町の町長及び副町長の6月期の期末手当の支給月数を1.60月から1.45月に0.15月引下げ、12月期の期末手当の支給月数を1.75月から1.65月に0.1月引き下げる改正を行おうとするものでございます。

なお、本年6月期の期末手当におきまして0.15月分を暫定的に引下げる改正を付則で行っておりまして、今回の改正では6月期と12月期の期末手当を本則で引き下げる改正を行うこととしております。

このたびの条例の一部改正につきましては、12月期の期末手当の支給基準日であります平成21年12月1日の前日であります11月30日までにこの条例が、一部改正条例が公布されているという必要がございます。

すので、12月定例会の初日にご審議いただきましてご議決賜りたいと考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 すいません。これ金額ちょっと教えていただけますか。

総務課長 引き下げの額ということでございますか。

木澤委員 今の現状の金額と引き下げ額と。

総務課長 一応これ試算でございますけれども、町長が180万3,200円が現行でございます、これが170万160円になりまして、10万3,040円の引き下げになります。副町長が現行でしたら156万1,753円で改正後は147万2,510円になります。マイナス89,243円ということでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長 それでは(3)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますけれども、この改正内容につきましても資料3の最後のページでございますけれども、要旨で概要説明をさせてい

たきます。

国家公務員の給与に関する人事院勧告が去る8月11日に行われまして、10月27日には、国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がされました。また、今の臨時国会において国家公務員の給与改正法等が提出されておりました現在審議中ということでございますけれども、当町におきましても、従来から人事院の勧告内容を尊重し、準拠してきておりますことから、この国の給与改正法案が可決され公布・施行されましたならば、当町の給与条例等につきましても、これに準拠した改正を行いたいと考えております。

その内容でございますけれども、まず1点目は、給料表の改定でございます。町職員の平均改定率は△0.17%でございます。職務の級が低いほど引下げ率は低く、職務の級が高いほど引下げ率は高くなっておりまして、引下げ額は200円～1,200円となっております。

次に2点目でございますが、本年12月に支給いたします期末・勤勉手当の月数でございますが、一般職の職員の期末手当につきましては、現行の1.6月が1.5月に0.1月の引き下げ。勤勉手当につきましては、現行の0.75月が0.7月に0.05月の引き下げ。合計で0.15月の引き下げとなります。次に再任用職員の期末手当につきましては、現行の0.85月が0.8月に0.05月の引き下げ。勤勉手当につきましては、現行の0.4月が0.35月に0.05月の引き下げ。合計で0.1月の引き下げとなります。なお、人事院勧告では、一般職の期末・勤勉手当の引下げを年間0.35月としておりますが、本年6月期の期末・勤勉手当を暫定的に引き下げた0.2月分については、今回の勧告の引下げ分に充当することとしております。再任用職員の期末・勤勉手当も同様でございます。

次に3点目でございますけれども、年間給与での引き下げ分の調整でございます。年間給与でみて公務員と民間との均衡が図られるように、平成21年4月から11月までの月例給及び6月の期末・勤勉手当にかかります較差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整を行います。

次に4点目ですけれども、時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び代替



休の新設でございます。職員の1ヵ月60時間を超える平日の時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合を現行100分の125から100分の150に、その勤務が午後10時から午前5時までの場合は、現行100分の150から100分の175に、それぞれ引き上げることとしております。なお、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分に代えて、勤務を要しない日、または時間の代替休を指定することができる仕組みを導入しております。

これらの条例の一部改正につきましては、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、それから斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それから斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは平成18年3月斑鳩町条例第17号でございますけれども、この3つの条例改正が必要となります。それぞれ個別の改正ではなく、一括で一つの改正条例としてまとめて改正を行いたいと考えております。

このたびの条例の一部改正につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日であります本年12月1日の前日の11月30日までに公布されている必要がございますので、これにつきましても12月定例会の初日にご審議いただきまして議決賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。なお施行時期につきましては、給料表の改定、期末・勤勉手当の引下げ、年間給与での引き下げ分の調整については、本年12月1日から、時間外勤務手当の支給割合の引上げ及び代替休の新設につきましては、平成22年4月1日からとしております。

なお、人事院勧告では自宅にかかります住居手当を廃止するという勧告がでておりますけれども、奈良県の人事委員会の勧告等を勘案するなかで当町の住宅にかかります住居手当は廃止は見送ることといたします。

条例の一部改正の本文と新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

なお、この条例の一部改正によります、人件費の影響額につきましては現在計算中でございますけれども、試算では期末・勤勉手当で約1,100万円、年間給与での引き下げ分の調整で約150万円の減額となる見込みでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 どうもよその町を聞いていると、給与の引下げをせずに昇給を見送るといふことで代用をしているところもあるみたいですがけれども、斑鳩町はさかのぼって12月の期末手当で調整するという方向らしいですけども、組合のほうはどういうふうに言ってるんでしょうか。

総務課長 職員の労働組合とは11月11日に、今の国家公務員の給与に関する人事院勧告に対する町の対応について、組合のほうに町の方針を示しております。12月議会に先ほど説明させていただいた内容で条例改正をするという旨を伝えております。組合としては町の職員の給与、期末手当を民間レベルに引下げるといふことについては一定の理解を示していただいているということでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(4)斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは、(4)斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、その改正内容につきまして、資料4の最後のページの要旨で概要説明をさせていただきます。

消防法の一部を改正する法律、平成21年法律第34号でございますけれども、平成21年10月30日に施行されております。この法律におきまして条が3条、消防法の一部改正によりまして条が3条追加されておきまして、この法律が改正される前の消防法の条項を引用しているこの本条

例の整理を行う改正でございまして、内容については変更はございません。  
以上で、簡単でございますけど説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたし  
委員長 ます。

( な し )

委員長 次に、(5) 町立小学校のデジタルテレビ・ブルーレイディスクレコー  
ダーの購入について、と(6) 町立学校等の教員用パーソナルコンピュー  
タの購入について、と(7) 町立中学校の教育用パーソナルコンピュータ  
の購入について、一括して理事者の説明を求めます。

佃田教育委員会総務課参事。

教委総務 1 2 月定例会の付議予定議案の(5) から(7) につきまして一括して  
課参事 ご説明させていただきます。

国の補正予算にかかります事業について、先の9月議会におきまして補  
正予算の議決をいただいたところではありますが、その後に政権交代により  
国の補正予算の執行見直しが行われておりましたが、教育委員会事務局総  
務課にかかりますもの全てにおきまして執行が認められ、現在、執行の事  
務を進めておるところであります。

学校情報通信技術環境整備事業及び地域活性化・経済危機対策臨時交付  
金を活用し整備を進めておりますもののなかで、地方自治法第96条第1  
項第8号の規定によります議会の議決をいただかなければならない予定価  
格が700万円を超えると思われる物品の購入がございまして。

まず、町立小学校のデジタルテレビ及びブルーレイディスクレコー  
ダーの購入につきまして、各3小学校に視聴覚室と職員室に50インチのデジ  
タルテレビを計6台、校長室と事務室に32インチのデジタルテレビを計  
6台、またブルーレイディスクレコーダーにつきましては、各3小学校に  
2台ずつの計6台を整備するものであります。アンテナの配線工事と一括

で発注する予定であります。

そして次に、町立学校等の教員用のパーソナルコンピュータの購入につきましては、幼稚園で19台、小学校で79台、中学校で48台の計146台を各教職員の事務用として整備するものであり、小学校のLAN整備工事と一括で発注する予定であります。

また、町立中学校の教育用パーソナルコンピュータの購入につきましては、各中学校に40台ずつの計80台を教育用ソフトウェアや5年間の保守等とともに整備するものであります。

これらにつきましては現在、12月7日に入札執行の予定で入札執行に伴います作業を進めており、12月議会の最終日に提案させていただき、議決をお願いしたいと考えております。また、12月9日の当委員会におきまして入札結果をご報告させていただけるものと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長

以上、12月定例議会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1)と(2)は、すでに報告を受けましたので、(3)議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と、議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)一括して、理事者の報告を求めます。

乾総務課長。

総務課長

それでは(3)議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。

この件につきましては、前回の委員会でもご報告させていただきましたけれども、職員のボランティア清掃中の通行車両への事故の関係でございます。資料7をご覧くださいと思います。

まず専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

これにつきましては、去る7月11日の午前9時頃に、目安2丁目3番先の県道大和高田斑鳩線の歩道の草刈作業を町職員で行っていましたところ、草刈機が跳ねた小石が県道を通行していた車の助手席側後部の窓ガラスを直撃し破損させてしまいました。

このことから、車の修理代として30,135円を車の所有者であります東京都北区西ヶ丘1-20-8-201 株式会社ガレージサービス代表取締役 永井正一氏との示談が10月1日に成立いたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものでございます。

それから引き続きまして、(4) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成21年年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)でございますが、これにつきましては資料8をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

( 専決処分書朗読 )

この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3万1千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ78億2,695万7千円とするものでございます。その内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に総合賠償

補償保険金といたしまして、3万1千円を増額補正するものでございます。

続きまして5ページの歳出では、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに3万1千円を補正するものでございます。

なお、こうした事故がございました関係でまた職員がけがをするという心配もございますことから、前回10月24日に実施いたしましたボランティア清掃からは、草刈り機を使用せず、ごみ等を拾う清掃活動を中心といたしまして、ボランティア清掃を実施したということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、次に(5)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料9をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、一般会計補正予算(第7号)の歳入歳出の総括表となっておりますが、この中から本委員会が所管となります項目の説明をいたしますので、よろしくご理解のほどお願いします。

まず、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,231万3千円を追加しまして、歳入歳出それぞれ78億3,935万1千円となっております。ただし、今先ほど説明ありましたように、人事院勧告等によりましての給与改定も行われ、また共済組合等の負担金の改正も行なわれるということで、現在その積算中でございますので、こ

の資料にはその金額が反映されておられませんのでよろしくご理解の程お願いいたします。

それでは、主な補の内容についてご説明いたします。はじめに、歳入予算の補正を説明いたします。まず、第14款 国庫支出金の教育費国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金におきまして、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が、当初見込みを上回りますことから、この国庫補助相当額43万5千円の増額補正をお願いしております。

また次に、第15款 県支出金の総務費県補助金では、防災情報通信設備整備事業交付金において、国の経済危機対策の平成21年度第1次補正予算におきまして、全額国費で「全国瞬時警報システム」が整備されますことから443万8千円の追加補正を行うものです。この全国瞬時警報システムとは、大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を用いまして、瞬時に地方公共団体に伝達することができ、早期の避難や予防措置を促し、被害の軽減を図るというものでございます。

続きまして、第17款 寄附金でございます。まず、教育費寄附金では、ふるさと納税で11名の個人の方からと11月2日から3日の史跡藤ノ木古墳の特別公開時の募金、町立図書館メモリアルブックの寄附に1名の個人からご寄附がありましたことから、合わせまして14万6千円の増額補正を行うものであります。次に、総務費寄附金では、ふるさと納税によりまして1名の個人の方から文化振興基金へご寄附をいただいたことから3万円の追加補正を。また福祉費寄附金では、ふるさと納税によりまして2名の個人の方と1団体からご寄附がありましたことから2万5千円の増額補正を、次に都市計画費寄附金では、ふるさと納税によりまして2名の個人の方からご寄附をいただきましたことから2万円の増額補正を行うものであります。

次に、歳出予算の補正の説明をいたします。裏面の資料でございます。

歳入で説明しましたように、人件費につきましては、現在、積算中でありますので、本日は「※印」で表示させてもらっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして説明させていただきます。  
はじめに、第2款 総務費の一般管理費では、臨時職員の雇用におきまして、業務の増や育休・産休代替、また介護認定調査員等の臨時職員の雇用によりまして、臨時職員賃金等で544万3千円の増額補正をお願いしております。また、同じく一般管理費の全国瞬時警報システムの整備におきまして、全国瞬時警報システムを整備することから、その所要額443万8千円の追加補正をお願いするものです。

次に、財政管理費のふるさと納税事務において、ふるさと納税が今年度も順調に寄附金額が伸びてきておりますことから、そのお礼について4万5千円の増額補正を行うものです。続きまして、企画費の文化振興基金への積立におきまして、いただいたご寄附について積立てることから、3万円の追加補正を行うものです。

次に、第9款 教育費では、私立学校振興費の私立幼稚園就園の奨励において、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見込みを上回ることから、その所要額130万5千円の増額補正をお願いするものです。次に、文化財保存費の斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立におきまして、教育費寄附金にいただいたご寄附について基金に積立てることから、13万円の増額補正を行うものです。また、教育費寄附金のうち残り1万円については、埋蔵文化財の発掘調査等に充当を希望されておりますことから、財源振替を行っております。続きまして、図書館管理運営費の町立図書館蔵書の充実において、町立図書館メモリアルブックのご寄附をいただきましたことから、図書購入費6千円の増額補正を行っております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として2,815万2千円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

以上で、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。



木澤委員 就園奨励費のところですが、これ人数は、見込みより何人増になるのか教えてもらえますか。

教委総務課長 当初予算見込みが156人でございまして、認定確定いたしましたのが171人ということで、15人の増ということでございます。

木澤委員 もう1点、全国瞬時警報システムですか、全額国庫でということですが、ちょっとその事業の目的、課長が説明してくれていましたけれども、これは外敵から攻められたときの対応ということのシステムなんではないか。

総務課長 さきほども説明させていただきましたけれども、大規模な災害でございまして、武力の攻撃ですね、そういう事態が発生したときに、国民保護のために必要な情報を瞬時に伝達、これ通信衛星を利用して、瞬時に市町村のほうに情報が流れてくるというシステムでございまして。その情報を受けることによって、早期避難でありますとか、予防措置を促して、被害の軽減を図るという内容でございまして。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に(6)定額給付金の給付状況について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 (6)定額給付金の給付状況についてでございますけれども、資料10をご覧くださいと思います。この定額給付金につきましては、本年の4月1日から受付を開始いたしまして、10月1日で受付を終了しております。これについては、10月1日の消印郵送分についても受けるということでございますけれども、この表につきましては、その月ごとの給付状

況をまとめております。

この間、申請のされていない方への対応につきましては、町の広報あるいはお知らせ版に、3回、申請をしていただくような記事を掲載しておりますし、7月には未申請の方に個別に案内書を送付させていただいております。9月には、65歳以上の単身世帯の方への戸別訪問も実施させていただいたところでございます。その結果、給付対象世帯が日本人と外国人を合わせまして10,805件の内、10,698件、率にして約99.0%の受付を行っております、10月28日にはそのすべての給付が完了したところでございます。給付の総額につきましては4億3,342万4,000円というふうになっております。以上簡単でございますけれども、定額給付金給付状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 すいません。世帯のところと金額のところのパーセントがちょっと違うのはどういうことなんでしょうか。

総務課長 世帯の中で構成員の数が違いますので、当然イコールにはならないということでございます。金額的にはイコールになる、こちらの給付の世帯数の率と、それから金額についてはイコールにならないということでございます。

1世帯1人であったら同じ率になりますけれども、世帯の中に何人か世帯がおられますので、当然給付金額もそれぞれ違いますのでね、年齢によって違いましたんで、それによって給付の額に対する率でございますんで、違うということでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、（７）職員採用試験の実施について、理事者の報告を求めます。  
乾総務課長。

総務課長 それでは（７）でございますけれども、職員採用試験の実施についてという  
ことでございます。職員採用試験の実施でございますけれども、一般事務  
職及び保育士の退職に伴います欠員補充として、平成２２年４月１日採用  
の職員採用試験を実施したいと考えております。

募集の職種及び人数につきましては、一般事務職で若干名、それから一  
般事務職の別枠の採用といたしまして、これにつきましては以前一般質問  
でもご答弁させていただいておりますように身体障害者の方を１名、それ  
から保育士を若干名採用する予定でございます。

採用試験の日程でございますけれども、第１次試験を平成２２年１月１７  
日（日）に実施をする予定でございます。第２次試験につきましては２月  
中旬を予定しております。募集につきましては１２月号の広報いかるがと  
町のホームページで募集記事を掲載する予定でございます。以上簡単では  
ございますけれども、職員採用試験のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたし  
ます。

（ な し ）

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。  
栗本教育長。

教育長 先ほど、委嘱の関係で藤ノ木古墳検討委員会の委員の委嘱、教育委員会  
でしたと報告させていただきましたが、町長の委嘱になってございます。  
その訂正だけさせていただきます。

委員長 今回は、教育委員会が委嘱するということですね。 栗本教育長。

教育長 先ほども申しましたように、附属機関ということもございますので、その辺も含めてもう一度検討をさせていただいて、次回にちゃんと整理して提出したいと思います。

委員長 他に、理事者側から報告いただくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点お聞きしたいんですけども。先ほど12月の付議予定議案の5.6.7のところでは報告してくれた分と同じように、9月議会で公用車についても補正を組んでいて、それも国のほうで補正が通ったと思うんですけども、それについての入札の執行についてはどのようになっているのでしょうか。

委員長 西川企画財政課長。

企画財政課長 公用車の購入につきましても、先ほどと同じように国のほうの執行が認められましたので、町の方で順次入札を行いまして執行してまいりたいと考えております。

木澤委員 9月議会の時にもお尋ねしましたが、入札で行うということによろしいですね。

企画財政 入札で行うということでは計画しております。

課長

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についても、これをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一  
任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受け  
します。 芳村副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

( 午前11時55分 終了 )

